

第125回 定時株主総会 招集ご通知

日 時 | 2024年6月25日 (火)
午前10時 (受付開始 午前9時)

会 場 | 大阪市西区立売堀三丁目1番1号
大阪トヨペットビル9階会議室

インターネットまたは書面による 議決権行使について

本株主総会では、インターネットまたは書面(郵送)により議決権を行使できますので、株主の皆様におかれましては、議決権を事前行使くださいますようお願い申し上げます。

行使期限：2024年6月24日(月)午後5時30分

本年は株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ

株主の皆様には、

平素より格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第125回定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、

ご出席くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 **名村 建介**



経営理念 「存在感」

私達は、

お客様にとって

働く人にとって

地域にとって

日本にとって

世界にとって

必要とされる

企業であり続けたい

私は、

お客様にとって

職場にとって

家族にとって

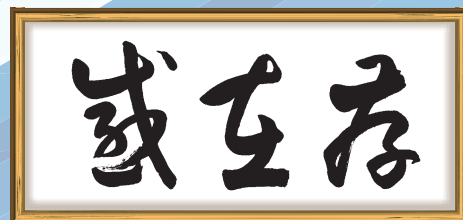
地域にとって

なくてはならない

存在になりたい

「存在感」が

当社の経営理念です



招集ご通知

証券コード 7014
2024年6月3日

株主各位

大阪市西区立売堀二丁目1番9号

株式会社 **名村造船所**

代表取締役社長 名村 建介

第125回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第125回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイト「第125回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

以下のウェブサイトアクセスして「株主・投資家情報」「株主総会」の順に選択してご覧ください。

当社ウェブサイト (<https://www.namura.co.jp/>)



また、当社ウェブサイトのほか、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいます。2024年6月24日(月) 営業時間終了時(午後5時30分)までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

法令および当社定款第15条第2項に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。ご送付している書面の項番は電子提供措置事項と同一となっておりますのでご了承ください。

記

1 日	時	2024年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場	所	大阪市西区立売堀三丁目1番1号 大阪トヨペットビル9階会議室
3 目 的 事 項		報告事項 (1) 第125期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第125期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役4名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
4 招集にあたっての 決 定 事 項		● 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。 ● 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い ・ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。 ・ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。 ● 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。 ・ 事業報告の新株予約権等に関する事項 ・ 事業報告の会計監査人に関する事項 ・ 事業報告の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項 ・ 事業報告の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 ・ 事業報告の株式会社の支配に関する基本方針 ・ 連結計算書類の連結注記表 ・ 計算書類の個別注記表

以 上

<お 願 い>

- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。

インターネットによる行使の場合



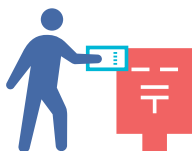
当社の指定する議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufig.jp/>)
にアクセスいただき、議案に対
する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時30分まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案
に対する賛否をご表示のうえ、
ご返送ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時30分までに到着

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場
受付にご提示ください。

開催日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

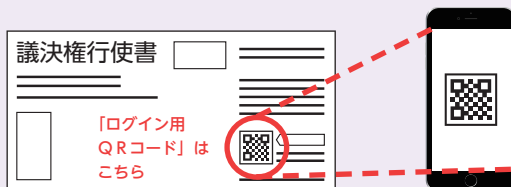
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2024年6月24日（月曜日）午後5時30分まで**に、パソコン、スマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。

QRコードを読み取る方法

スマートフォン等でQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

- ① 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



議決権行使書副票（右側）

- ② 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

！ インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォン等によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権

行使サイト

▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

- ① パソコン、スマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
- ② 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力ください。

入力後、「ログイン」をクリック

- ③ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間9:00～21:00

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社の配当につきましては、安定的かつ継続的な配当による株主還元と経営体質の強化および将来の事業展開等の株主価値向上のバランスを計りながら、当期および将来の業績見通しや業界動向に加え、財務状況や今後の事業戦略を総合的に勘案して、決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、当期収益状況等に鑑み、次のとおりといたしたく、よろしくご承認をお願いするものであります。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類	金銭
2 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額	当社普通株式 1 株につき金 15 円……………総額 1,040,043,420 円 なお、中間配当金（当社普通株式 1 株につき金 5 円）を加えた年間配当金は、当社普通株式 1 株につき金 20 円となります。
3 剰余金の配当が効力を生じる日	2024 年 6 月 26 日

第2号議案

取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 間渕重文、坂田貴史、鈴木輝雄および古川芳孝の4名は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 間渕 重文

1959年9月21日生

所有する当社株式数： 14,127株

再任

■ 略歴、地位および担当

1982年4月 丸紅株式会社入社
2006年4月 同社船舶部長
2011年4月 同社台湾会社社長
2015年4月 当社入社、執行役員待遇船舶海洋事業部
営業本部副本部長
2016年4月 当社執行役員船舶海洋事業部営業本部副本部長
2018年4月 当社執行役員船舶海洋事業部営業本部長
2018年6月 当社取締役兼執行役員船舶海洋事業部
営業本部長兼東京事務所長
2019年4月 当社取締役兼常務執行役員船舶海洋事業部
副事業部長兼営業本部長
2020年4月 当社取締役兼専務執行役員船舶海洋事業部
副事業部長兼営業本部長
2022年4月 当社取締役兼専務執行役員グループ新造船事業
統轄補佐(営業管掌)
2022年6月 当社代表取締役専務社長補佐(全般)兼グループ
新造船営業管掌
2023年4月 当社代表取締役専務社長補佐(全般)兼グループ
新造船営業管掌兼鉄構事業部担当(現)

■ 重要な兼職の状況

● 佐世保重工業株式会社 取締役

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、船舶営業での豊富な経験と会社経営に関する識見を有し、当社の代表取締役専務に相応しい経験と能力を有しております。これらの経験、能力、実績を生かし今後も当社のさらなる発展を牽引することができることから取締役候補者となりました。

2 坂田 貴史

1970年6月10日生

所有する当社株式数： 3,760株

再任

■ 略歴、地位および担当

1993年4月 当社入社
 2015年4月 当社船舶海洋事業部設計本部艦装設計部長
 2018年4月 当社船舶海洋事業部設計本部長
 2019年4月 当社執行役員船舶海洋事業部設計本部長
 2021年4月 当社執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼設計本部長
 2022年4月 当社常務執行役員船舶海洋事業部長
 2022年6月 当社取締役兼常務執行役員船舶海洋事業部長
 2023年6月 当社取締役兼常務執行役員船舶海洋事業部長兼生産業務本部担当(現)

■ 重要な兼職の状況

● 函館どつく株式会社 取締役

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、船舶設計での豊富な経験と会社経営に関する識見を有し、当社の取締役に相応しい経験と能力を有しております。これらの経験、能力、実績を生かし今後も当社のさらなる発展を牽引することができることから取締役候補者となりました。

3 古川 芳孝

1965年11月12日生

所有する当社株式数： 0株

再任

社外

■ 略歴、地位および担当

1995年3月 九州大学工学部助教授
 2008年2月 九州大学大学院工学研究院教授(現)
 2016年6月 当社社外取締役(現)
 2017年5月 公益社団法人日本船舶海洋工学会理事
 2021年5月 公益社団法人日本船舶海洋工学会西部支部副支部長(現)

■ 重要な兼職の状況

● 九州大学大学院工学研究院 教授
 ● 公益社団法人日本船舶海洋工学会 西部支部副支部長

■ 社外取締役候補者とした理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

同氏は、九州大学大学院の教授として培われた船舶に関する豊富な経験と識見を有しており、独立した立場から当社の経営に有用な意見・助言をいただいております。また、指名・報酬委員会の委員として重要な提言をいただいております。これらの点を踏まえ、今後も取締役会の透明性の向上および監督機能の強化への貢献が期待できることから、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、当定時株主総会終結の時をもって8年となります。

4 安酸 庸祐

1957年12月26日生

所有する当社株式数：

0株

新任

社外

■ 略歴、地位および担当

- 1993年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
和田隆二郎法律事務所入所
- 2004年4月 ときわパートナーズ法律事務所設立(現)
- 2016年9月 株式会社テクノメディカ取締役(監査等委員)(現)
- 2020年10月 日章興産株式会社社外取締役(現)

■ 重要な兼職の状況

- 弁護士(ときわパートナーズ法律事務所)
- 株式会社テクノメディカ 取締役(監査等委員)
- 日章興産株式会社 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

同氏は、弁護士としての豊富な経験と識見を有しており、独立した立場から当社の経営に有用な意見・助言をいただける経験と能力を有しております。また、指名・報酬委員会の委員として重要な提言をいただく予定としております。これらの点を踏まえ、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化への貢献が期待できることから、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 古川芳孝氏および安酸庸祐氏は社外取締役候補者であります。なお、古川芳孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、安酸庸祐氏の選任が承認された場合は、同氏についても独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、古川芳孝氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、安酸庸祐氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結予定であります。
4. 当社は、古川芳孝氏が教授を務める九州大学に対し、研究支援目的の寄付を行っております。当社は、当社グループから過去3事業年度の平均が年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付を受けている団体に所属する者ではないことを独立性判断基準の1つとしておりますが、同大学への寄付はこの基準に抵触していません。なお、その他の兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
5. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金および争訟費用による損害等が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役スキルマトリックス（本総会において各候補者が選任された場合）

氏 名	経営全般	コンプライ アンス・ リスク管理	財務・会計	営業・ マーケティ ング	技術 (生産・IT) ・開発	人材開発・ 育成	グローバル	E S G
名村 建彦	●	●	●	●		●	●	●
名村 建介	●	●	●	●			●	●
間瀬 重文	●	●	●	●			●	●
向 周	●	●	●		●	●		●
坂田 貴史	●			●	●		●	●
古川 芳孝	●				●	●		●
安酸 庸祐	●	●				●		●

※表中の●は、各取締役の有するすべての知見や専門性を表すものではありません。

第3号議案

監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 池邊吉博、大保政二および吉田雅昭の3名は任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

まつ もと よし き
1 松本 好生 1963年8月31日生

所有する当社株式数： 4,900株

新任

■ 略歴および地位

1991年2月 当社入社
2007年10月 当社船舶海洋事業部営業本部業務部長
2016年4月 当社船舶海洋事業部生産管理部長
2019年4月 当社執行役員生産業務本部副本部長
2019年10月 当社執行役員生産業務本部長
2021年6月 当社生産業務本部管掌役員付
2022年4月 当社内部監査室副室長
2022年6月 当社内部監査室長(現)

■ 重要な兼職の状況

なし

■ 監査役候補者とした理由

同氏は、船舶の受注から生産管理などの業務経験に加えて、内部監査室長として監査業務に携わり豊富な知識と識見を有し、当社の監査役に相応しい能力を有しております。これらの経験、能力、実績を生かし当社の経営の健全性および透明性の向上への貢献が期待できることから監査役候補者いたしました。

だい ほ まさ じ
2 大保 政二 1965年7月5日生

所有する当社株式数： 0株

再任

社外

■ 略歴および地位

1991年9月 中央新光監査法人入所
1999年3月 公認会計士登録
1999年4月 株式会社三和総合研究所(現 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)入社
2002年4月 東京北斗監査法人(現 仰星監査法人)入所
2006年1月 大保公認会計士事務所設立
2011年6月 恵和株式会社社外監査役
2016年10月 仰星監査法人社員(現)
2020年6月 当社社外監査役(現)
2022年6月 株式会社ユーハイム社外取締役(現)
2023年7月 仰星コンサルティング株式会社取締役(現)

■ 重要な兼職の状況

- 公認会計士
(仰星監査法人 社員)
- 株式会社ユーハイム社外取締役
- 仰星コンサルティング株式会社取締役

■ 社外監査役候補者とした理由

同氏は、公認会計士としての経験・識見が豊富であり、専門的な見地から公正かつ客観的な立場で取締役の業務執行状況を監査する能力を有しております。これらの経験を生かし当社の経営の健全性および透明性の向上への貢献が期待できることから社外監査役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。

よし だ まさ あき
3 吉田 雅昭

1954年5月26日生

所有する当社株式数：

0株

再 任

社 外

■ 略歴および地位

1978年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行
2007年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)執行役員九州エリア担当
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役員九州エリア担当
2010年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)執行役員本部賛事役
2010年6月 三菱UFJファクター株式会社取締役会長
2012年6月 株式会社大正銀行(現 株式会社徳島大正銀行) 代表取締役社長
2016年4月 株式会社大正銀行(現 株式会社徳島大正銀行) 代表取締役頭取
2016年6月 トモニホールディングス株式会社代表取締役 副社長
2018年6月 トモニホールディングス株式会社取締役副社長
2020年1月 株式会社徳島大正銀行代表取締役副会長
2020年6月 株式会社徳島大正銀行取締役副会長
2022年6月 当社社外監査役(現)
株式会社徳島大正銀行相談役

■ 重要な兼職の状況

なし

■ 社外監査役候補者とした理由

同氏は、長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、リスク管理、財務会計に関する相当程度の知見および取引管理の知見を有しており、公正かつ客観的な立場で取締役の業務執行状況を監査する能力を有しております。これらの経験を生かし当社の経営の健全性および透明性の向上への貢献が期待できることから社外監査役候補者としたしました。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 大保政二氏および吉田雅昭氏は社外監査役候補者であります。なお、大保政二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は、大保政二氏および吉田雅昭氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金および争訟費用による損害等が填補されます。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、2023年6月23日開催の第124回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役山本紀夫氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

やま もと のり お			
山本 紀夫	1952年6月29日生	所有する当社株式数：	0株
			社 外
■ 略歴および地位		■ 重要な兼職の状況	
1981年4月 弁護士登録		● 弁護士	
1984年1月 坂口・山本法律事務所設立		(TMI総合法律事務所パートナー)	
1995年4月 山本法律事務所設立(2016年9月 山本&パートナーズ法律事務所に名称変更)		● 久留米運送株式会社 社外監査役	
2006年6月 久留米運送株式会社 社外監査役(現)		■ 補欠の社外監査役候補者とした理由	
2020年4月 TMI総合法律事務所福岡オフィスにパートナーとして参画(現)		同氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、専門的な見地から公正かつ客観的な立場で取締役の業務執行状況を監査する能力を有していることから社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山本紀夫氏は補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が監査役に就任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
3. 山本紀夫氏が監査役に就任された場合には、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
4. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金および訴訟費用による損害等が填補されます。なお、山本紀夫氏が監査役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。
5. 当社は、山本紀夫氏が所属するTMI総合法律事務所に対し、弁護士報酬を支払っております。当社は、当社グループから直近事業年度における年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える財産を受けている団体に所属する者ではないことを独立性判断基準の一つとしておりますが、同事務所への報酬はこの基準に抵触しておりません。なお、その他の兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

以 上

[illegible]

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過およびその成果

■ 当連結会計年度の経営環境と業績

当連結会計年度の業績は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	124,080	135,006	10,926	8.8%
営業利益	9,595	16,493	6,898	71.9%
経常利益	11,369	20,007	8,638	76.0%
親会社株主に帰属する 当期純利益	11,194	19,954	8,760	78.3%

当連結会計年度の為替レートは以下のとおりです。

	前連結会計年度	当連結会計年度	差額
期末レート (連結会計年度末)(注1)	133.53円/US\$	151.41円/US\$	17.88円 円安
売上高平均レート(連結会計年度)(注2)	131.01円/US\$	143.58円/US\$	12.57円 円安

(注1)未入金かつ未予約のドル建売上高は当連結会計年度末のレートでもって円換算しております。

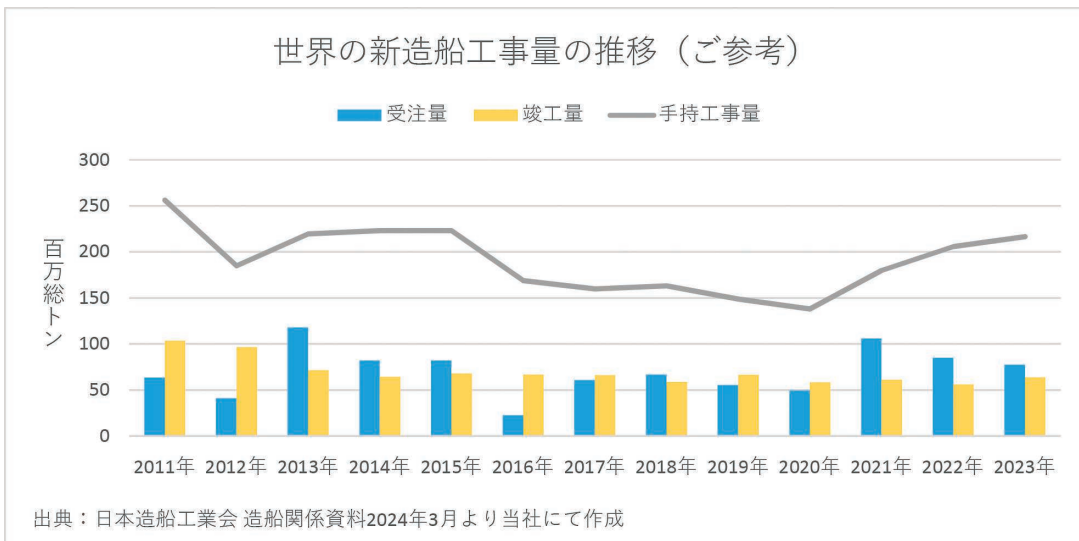
(注2)売上高平均レートは、「為替予約済レートを含む円換算売上高総額」÷「ドル建て売上高総額」であります。

(概況)

当連結会計年度の世界経済は、ウクライナや中東における地政学的な問題が大きく影を落とし、中国経済の減速が懸念されながらも、欧米各国中央銀行の金融政策などにより急激なインフレは緩和され、比較的順調に推移しましたが、通貨面では米国の高金利政策の継続により米ドルの独歩高が続いております。

世界の新造船市場は、2021年以降の新造船需要の回復に伴って、2023年1～12月の世界の新造船竣工量は新型コロナウイルス禍以前の6,000万総トン台に回復し、日本造船所においても資機材価格や人件費の高騰が懸念されるものの、船価水準の上昇と円安を追い風に手持工事量を積み上げております。

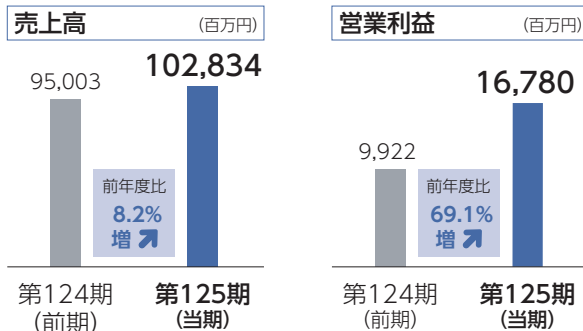
当連結会計年度の経営成績は、グループ経営資源の「選択と集中」による事業基盤の強化と合理化を加速させた結果、売上高は135,006百万円、営業利益は16,493百万円、経常利益は円安による為替差益(2,485百万円)を含め20,007百万円、税金等調整前当期純利益は20,056百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は19,954百万円と大幅な増収増益になりました。



■ 事業別の営業の状況
事業別売上高および営業利益

	売上高(百万円)				営業利益(百万円)			
事業区分	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前年同期比 増減額	前年同期比 増減率(%)	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前年同期比 増減額	前年同期比 増減率(%)
新 造 船	95,003	102,834	7,831	8.2	9,922	16,780	6,858	69.1
修 繕 船	16,261	18,990	2,729	16.8	991	1,766	775	78.2
鉄構・機械	6,986	6,858	△128	△1.8	226	△122	△348	—
そ の 他	5,830	6,324	494	8.5	445	511	66	15.0
(消去又は全社)					(△1,989)	(△2,442)	(△453)	
合 計	124,080	135,006	10,926	8.8	9,595	16,493	6,898	71.9

新造船事業

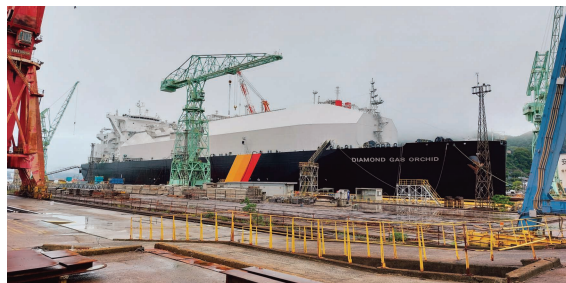
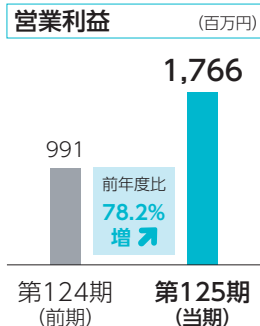
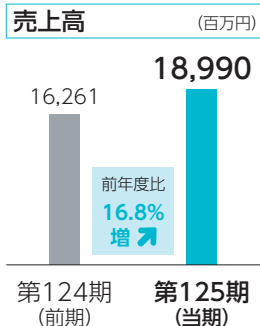


当連結会計年度の売上高は102,834百万円（前年同期比8.2%増）、営業利益は16,780百万円（前年同期比69.1%増）となりました。前連結会計年度の業績には決算期が当社と異なる海外子会社が前々期に竣工時売船した新造船2隻の売上高（約100億円）やその利益（約13億円）、工事損失引当金の戻入益（約96億円）などの特殊要因が含まれております。当連結会計年度においては、鋼材をはじめとする材料費の高騰の影響を受けたものの、円安の進行に加えて操業量の回復と建造船価の改善、函館どつく株式会社と連携した工数や資材費などの原価削減活動の効果もあって、前期比で大幅な増収・増益となりました。

当連結会計年度におきましては、地球環境に配慮したLPG燃料対応大型LPG・アンモニア運搬船（VLGC）1隻やLNG燃料対応大型石炭専用船1隻、大型撒積運搬船6隻など計12隻を完工し、大型撒積運搬船など計25隻を受注した結果、当連結会計年度末の受注残高は310,858百万円（前年同期比31.6%増）となりました。

【掲載写真】 船種：LNG燃料対応大型石炭専用船 船名：REIMEI 「昞明」 載貨重量：95,792トン
寸法：長さ234.92m × 幅38.00m × 深さ20.05m 引渡日：2023年11月14日

修繕船事業

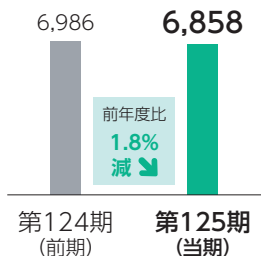


佐世保重工業株式会社と函館どつく株式会社が担う修繕船事業においては、主力の国内艦艇修繕工事に加えて、佐世保重工業株式会社においては大型客船や探査船、LNG運搬船などの技術難度が高い修繕工事に積極的に取り組み、函館どつく株式会社においては函館・室蘭両工場の地域特性を生かして海上保安庁巡視船、フェリー・RORO船、作業船や漁船にも取り組んだ結果、当連結会計年度の売上高は18,990百万円（前年同期比16.8%増）となり、稼働率が大幅に改善されたことから営業利益は1,766百万円（前年同期比78.2%増）となりました。当連結会計年度末の受注残高は10,715百万円（前年同期比30.6%増）となりました。

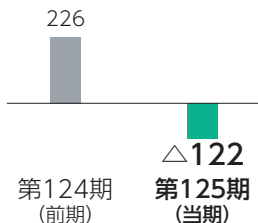
【掲載写真】ご発注者：NYK LNG シップマネージメント株式会社
 船名：DIAMOND GAS ORCHID 工事名称：定期検査工事
 工期：2023年5月9日～6月7日

鉄構・機械事業

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



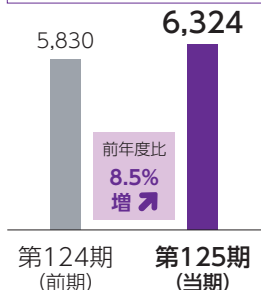
鉄構橋梁部門においては、昨年7月に発生させました橋桁落下事故により工事が大幅に遅延したことから売上高が減少し、事故処理に伴って発生が見込まれる費用約5億円を当連結会計年度に計上いたしました。船用機械部門においては、原材料費の高騰による赤字を最小限に抑えるために操業量の調整を余儀なくされました。その結果、当連結会計年度の売上高は6,858百万円（前年同期比1.8%減）、営業損失は122百万円（前年同期は226百万円の営業利益）となりました。

当連結会計年度末の受注残高は6,906百万円（前年同期比26.9%減）となりましたが、船用機械部門の事業環境は、顕著に改善してまいりました。

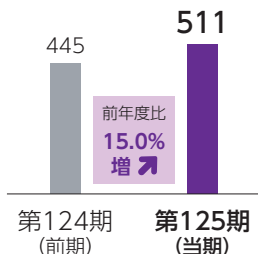
【掲載写真】 ご発注者：佐賀県 工事名：鳥栖朝倉線(味坂S I C(仮称)工区)道路改良工事(鋼橋上部工)
受注形態：名村・MMB建設共同企業体 鋼重：599.0トン

その他事業

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



事業環境の好転と経営の合理化により、当連結会計年度の売上高は6,324百万円（前年同期比8.5%増）、営業利益は511百万円（前年同期比15.0%増）となりました。当連結会計年度末の受注残高は、2,030百万円（前年同期比5.3%増）となりました。

（２）企業集団の資機材調達および外注

新造船の主材料である鋼材の価格は高止まりの状態が続き、その他の資機材価格や外注製作経費についても、インフレや人件費上昇などの影響により大幅な値上げとなりました。当連結会計年度においては、内外サプライチェーンの柔軟な見直しと再編や、同型船の連続建造と合理化設計によるコスト削減等でインフレの影響を低減させております。また、外注業者における人手不足の問題や、機器類の調達納期の長期化などに対し、調達・生産管理部門と設計・製造部門との連携を強化して取り組んでおります。

（３）企業集団の設備投資、研究開発

当社伊万里事業所においては、ＡＩやＩｏＴ技術の活用による工場先進（スマートファクトリー）化に着手しており、製造現場のデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）化を進めております。

当連結会計年度においては、各製造拠点における生産性向上を目的とした設備の近代化・合理化に加え、省人化設備の導入、省エネ機器への代替、既存設備の予防保全・老朽化設備の更新等を実施し、設備投資の総額は2,333百万円となりました。

また、新造船事業、修繕船事業、鉄構・機械事業、その他事業の各事業においては、基礎的な研究や新商品開発、生産技術の向上等を目的とした研究開発に取り組み、当連結会計年度における研究開発費の総額は643百万円（前期609百万円）となりました。

（４）企業集団の経営方針、経営環境および対処すべき課題等

当社グループは、長期的視野に立ったグループ経営によりグループの持続的発展に向けて取り組むとともに、さらなる成長を実現するためにグループ経営資源の「選択と集中」をさらに深化させ、収益の拡大を目指してまいります。

日本造船工業会の調査によりますと、中長期的には世界の経済成長や人口増加に加え、船舶のゼロエミッション化の進展により新造船建造需要が拡大し、その後も高原状態が継続すると予測されております。

中核である新造船事業におきましては、今後の需要拡大に向け、生産量の拡大のための建造能力強化を推し進めてまいります。新たな成長局面を迎える新造船事業の需要を捉え、グループの躍進につなげるため、積極的な設備投資やデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）化を推進してまいります。

また、グループにとって安定収益の確保・拡大のためには修繕船事業や鉄構・機械事業の基盤強化が不可欠であり、人材の確保と育成や設備の拡充など必要な経営資源を投入してまいります。

財務面においては、新造船事業の建造能力拡大を中核とする成長投資のために必要となる長期資金を、金融機関からの借入や資本市場からの調達で賄うべく、有効な手段を検討してまいります。

今後は、収益力の強化と企業価値の向上だけではなく、地球環境の改善に向けた積極的な取り組みや地域社会への貢献により、株主はもとより顧客・取引先・金融機関・従業員・地域など様々なステークホルダーとの信頼関係の強化・拡大を図り、持続的な成長を期待される「存在感」ある企業グループの形成を目指してまいります。

新造船事業

世界の新造船市場においては、海運市況の回復に伴って新造船需要が改善しており、今後も2010年前後に大量に建造された船舶の代替需要等によって需要が拡大すると見込まれます。

一方で、中国は国営、民営造船所を問わず国策的に受注量、建造量を急増させ、技術開発力の強化も加速させ、韓国を抜いて世界一の造船国となっております。

昨年7月の国際海運の「2050年頃までに温室効果ガスの排出ゼロ」を世界共通の目標とすることへの合意により、環境対応船の開発が加速することが期待されますが、環境対応船は開発・設計・製造・資材調達・品質保証といったあらゆる面において負荷が大きく、商品開発力や技術力の強化が不可欠となります。当社グループにおきましては、環境対応船を開発・建造し提供していくことが、気候変動問題への取り組みにおける重要な役割の一つであると考え、お客様とともに環境に優しい船舶の開発をはじめとする技術的取り組みと提案を進めており、国内外のお客様の期待に応える営業体制と設計・製造体制、品質保証体制を強化してまいります。

また、需要増加に対応して建造能力の拡大を推進するため、主力工場である当社の伊万里事業所ではAIやIoT技術を駆使した工場先進（スマートファクトリー）化による生産現場の最適化・省人化に取り組んでおります。さらに、インフレや人件費の高騰への対応として、当社と函館どつく株式会社とが連携し、設計段階からのコストダウンと調達・製造の現場におけるコスト削減活動、函館どつく株式会社の設備の近代化を推進してまいります。

修繕船事業

当社グループの修繕船事業は、佐世保重工業株式会社、函館どつく株式会社の函館造船所および室蘭製作所が連携し、艦艇や巡視船などの修繕工事において実績を重ね、我が国の安全保障体制の維持に貢献してまいりました。また、一般商船の修繕工事においてもグループ両社の連携体制をより一層強化し、LNG運搬船、大型客船、フェリー、サプライボート、漁船などの修繕工事の取り組みを拡大して操業を平準化し、安定収益体制を構築してまいります。

佐世保重工業株式会社においては、新造船ドックの修繕船併用ドックへの改修工事を終え、国内最大級の修繕ヤードとなりました。今後は米海軍の大型艦船修理の対応整備、岸壁・入渠工事においても受注を目指し、存在感を高めてまいります。

また、佐世保重工業株式会社は、LPG・重油やLNG・重油の二元燃料船の建造実績がある当社と連携して、在来商船の高効率低燃費エンジンへの主機換装など、環境負荷の低減を目的とした大型改修工事の検討に取り組んでおります。

一方で、佐世保重工業株式会社、函館どつく株式会社の両社は、いずれも人材の確保と育成、設備の老朽化対策や乗組員宿舍の更新・増設が焦眉の課題となっております。

鉄構・機械事業

当社および函館どつく株式会社が担う鉄構橋梁部門においては、昨年7月に発生させました橋桁落下事故は本年1月より現地工事を再開しておりますが、他の受注済工事と併せて安全かつ確実に竣工させ、一日も早い信頼回復に努めてまいります。

これまでの国内鋼道路橋の新設工事発注量は低水準であったものの、今後、新設市場は安定的に推移し、老朽橋のメンテナンス市場は需要が高まるものと予想されております。優秀な人材の確保と技術力の底上げを図って大型案件を安定的に受注し、地域交通の円滑化を通じて社会インフラの維持・発展に貢献してまいります。

佐世保重工業株式会社が担う船用機器部門においては、新造船の需要増に伴う船用エンジンメーカー向けの需要拡大が見込まれており、生産能力の増強とシェア拡大に努めてまいります。最重要課題である原材料費高騰への対策として材料調達先を多様化するとともに、生産効率の改善と設備の近代化、技術力向上によるさらなるコスト削減に取り組み、安定収益体制の構築に努めてまいります。

その他事業

その他事業においては、各社の役割と責任を明確化し、市場環境の変化に応じた事業ポートフォリオの最適化に取り組んでおります。各社の収益力を高め、グループ収益基盤の強化・発展に貢献してまいります。

資材調達部門

新造船の主材料である鋼材の価格は、国際情勢の変化を受けて2021年以来、高止まりの状態が続いており、円安の影響もあって国内製品と海外製品の調達価格差が拡大しております。主機（エンジン）やその他の調達品や外注製作経費についても、原材料費の高騰や人件費の上昇を背景に大幅な値上げ基調にあり、物流費の高騰によりさらなる原価上昇が予想されるなど、外部環境は依然として厳しい状況が続いております。

そのような中、当社グループにおいては、海外を含むサプライチェーンの見直しを図る一方でカントリーリスクを抑えた安定調達体制の構築に努めるとともに、省資材設計を推進するなどして製造原価の低減に取り組み、船舶海洋事業部と連携して建造商品の選別化を進めております。また、これまで以上にグループ各社や取引先各社と連携し、仕様の見直しや物流の効率化などを推進してまいります。

設備投資部門

今後新造船需要拡大が予測される中、建造能力強化のための設備投資を推し進めてまいります。その一方で生産年齢人口の減少が予測されており、そのような状況においても建造能力を拡大し、競争力を維持・強化するため、AIやIoT技術を活用した工場先進（スマートファクトリー）化の一環として、生産現場の最適化・省人化を推進してまいります。

また、生産現場における省エネ機器の導入や稼働状況の見える化による機械設備の稼働改善などに取り組み、省エネ法に基づく「事業者クラス分け評価制度」において7年連続のSクラス（優良事業者）評価を受けました。

安全で安定した操業体制の維持・強化のため、既存設備の計画的な修繕や予防保全、保守点検を実施し、グループ各社と連携して効率的な設備投資を進めてまいります。

修繕船事業においては設備の老朽化や乗組員宿舎の不足などの対策に取り組み、操業度の高位平準化による収益のさらなる改善を支援してまいります。

研究開発部門

当社グループにおいては温室効果ガスの削減をはじめとする環境負荷の低減を経営の重要課題と捉え、クリーンエネルギーを運搬、またこれを燃料とする地球環境に優しい船舶の開発を実現し、日本の経済と国際海上輸送を支える付加価値の高い造船業を目指してまいります。

そのような中、現在の調査研究開発の取り組みにおいては、風力など自然エネルギーの活用、LNGやアンモニアおよび水素など低・脱炭素燃料船に関する調査検討、船舶のデジタル化を実現すべく有人自動運航船やAI活用分野の検討を実施しております。

また、伊万里事業所においては、製造現場のデジタルトランスフォーメーション（DX）化を推進しており、第一段階として製造現場におけるアナログ情報を電子化し、設備の稼働状況や作業者の工数実績を可視化する仕組みを導入しております。現在は蓄積したデータをもとに業務改善や生産性向上に着手しておりますが、今後はモニタリングをさらに進め、ビッグデータを活用した製造現場の最適化も視野に入れて取り組んでまいります。

管理間接部門

当社グループは、持続可能な社会への貢献と当社グループの持続的成長に向けて、グループ丸となって取り組み、ステークホルダーの皆様との信頼関係の構築に努めてまいります。

当社グループにおいては、従業員の安全と健康が最優先されとの認識のもと、生産現場をはじめとする職場の安全管理の徹底に努めリスク管理体制を強化し、災害ゼロを目指してまいります。

また、競争力の源泉は人材であるとの認識のもと、人材の専門性や経験、感性、価値観といった知と経験の多様性を取り込むため、従業員一人ひとりが立場や価値観を認め合い、多様な働き方を実現できる環境づくりに取り組んでおります。

今後もESG（環境・社会・ガバナンス）の要素を考慮した企業経営や投資活動など、グループガバナンスとリスク管理体制の一層の強化を図り、社会から信頼され、成長を期待される「存在感」のある企業グループとして存続できるよう、より一層努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

環境への取り組み 製品における取り組み ～温室効果ガスの削減～



LPG燃料対応大型LPG・アンモニア運搬船 (VLGC) 「PHOENIX HARMONIA」

三菱造船株式会社との技術提携により建造を行うVLGCの第1番船を2023年9月、第2番船を2024年4月に引渡。

- ▶ 国内主要LPGターミナルへ入港可能な最大船型をベースに、積載貨物タンク容積を従来の83,000m³型から87,000m³型へ大型化している
- ▶ LPG/重油2元燃料対応主機関の採用に加え、推進効率の最適化を図ることで、LPGを燃料として使用する場合には、従来の重油燃料船と比べて排気ガス中の硫黄酸化物 (SO_x) は約90%、二酸化炭素 (CO₂) は約20%、窒素酸化物 (NO_x) は約20%の削減が見込め、国際海事機関が定めるEEDIフェーズ3にも適合する環境を考慮した最新鋭船となっている



水素燃料電池船

水素燃料電池船および船舶用ステーションの実現に向け、岩谷産業株式会社（研究代表者）、関西電力株式会社、国立大学法人東京海洋大学、株式会社日本政策投資銀行などと、「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」での運用を目指して水素燃料電池船の建造を瀬戸内クラフト株式会社にて進めている。

- ▶ 水素燃料電池+リチウムイオン2次電池のハイブリッド船
- ▶ 従来船と比べ、走行時に二酸化炭素 (CO₂) や環境負荷物質を排出しない高い環境性能を有するだけでなく、におい、騒音、振動のない優れた快適性が期待されている
- ▶ 商用運航の実現のため、船舶において水素燃料を取り扱うための供給インフラ、エネルギーマネジメントおよび船体構造を開発し、実証運航を行うなど、水素燃料電池船の普及のため課題解決を目指している



完成イメージ図

※本事業は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に対して「燃料電池等利用の飛躍的拡大に向けた共通課題解決型産学官連携研究開発事業/燃料電池の多用途活用実現技術開発/商用運航の実現を可能とする水素燃料電池船とエネルギー供給システムの開発・実証」に関する助成金交付申請を行い採択されている

工場における省エネの取り組み 7年連続Sクラス優良事業者



造船所では溶接機・クレーン・コンベア等をはじめとして様々な機器・設備を使用しており、大きなエネルギーを消費していることから、使用エネルギーの削減・管理による環境負荷の低減が重要な課題となります。

当社においては、工場照明のLED化や塗装ブラスト工場の温湿度管理の見える化による空調機の稼働最適化、エア漏れの低減や圧縮空気の適正圧力見直しによるコンプレッサ運転時間の短縮等、IoTを積極的に活用したエネルギー管理により、全社一丸となって省エネ活動に取り組んでいます。この結果、当社は省エネ法に基づく「事業者クラス分け評価制度」において2017年度報告分から7年連続のSクラス優良事業者となりました。



大型船見学会開催



当社は2023年10月15日（日）、伊万里事業所（佐賀県伊万里市）において、約4年ぶりに見学会を開催いたしました。

今回は、建造中の大型貨物船（18万2千トン型撒積運搬船）、船殻内業工場、建造ドックを開放し、好天の中、地域の皆様、従業員やそのご家族を中心に約7,000人の皆様にご来場いただきました。来場された皆様は、建造船や工場の設備の大きさに驚嘆されるとともに、普段は見ることのできない船内の様子や船上からの景色に興味深げに見学されていました。

当社は、経営理念「存在感」のもとESG（環境・社会・ガバナンス）の取り組みを推進しており、地域の方々をはじめとする皆様に、今後とも当社の魅力を発信してまいります。



その他の詳しい情報は
HPIに掲載しています



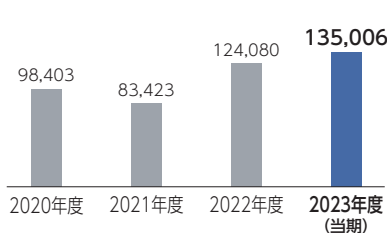
(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

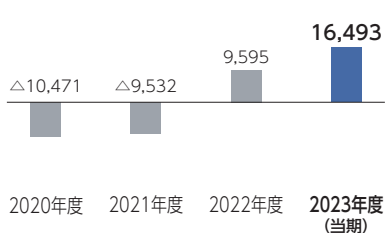
区 分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	98,403	83,423	124,080	135,006
営業利益(△は損失) (百万円)	△10,471	△9,532	9,595	16,493
親会社株主に帰属 する当期純利益 (△は損失) (百万円)	△18,778	△8,419	11,194	19,954
1株当たり当期純利益 (△は損失) (円)	△271.84	△121.88	161.85	287.86
総資産 (百万円)	111,562	123,721	124,901	174,791
受注残高 (百万円)	119,475	172,422	255,736	330,509

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
3. 2021年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、2021年度以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
4. 受注残高は「収益認識に関する会計基準」等によらず、工事の完成・引渡時点をもって算定された金額を記載しております。

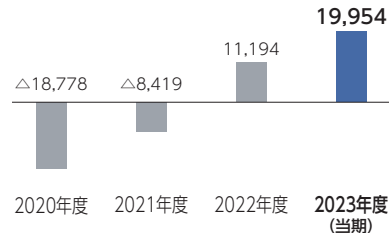
売上高 (単位：百万円)



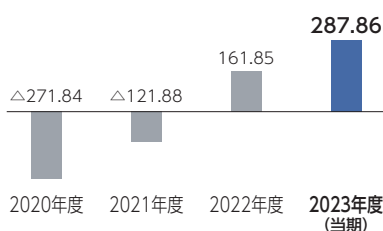
営業利益 (単位：百万円)



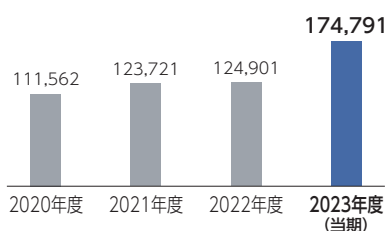
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



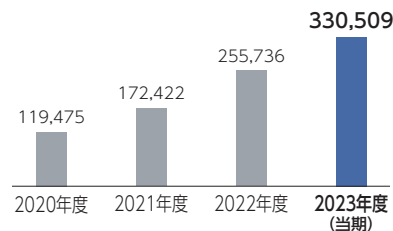
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



受注残高 (単位：百万円)



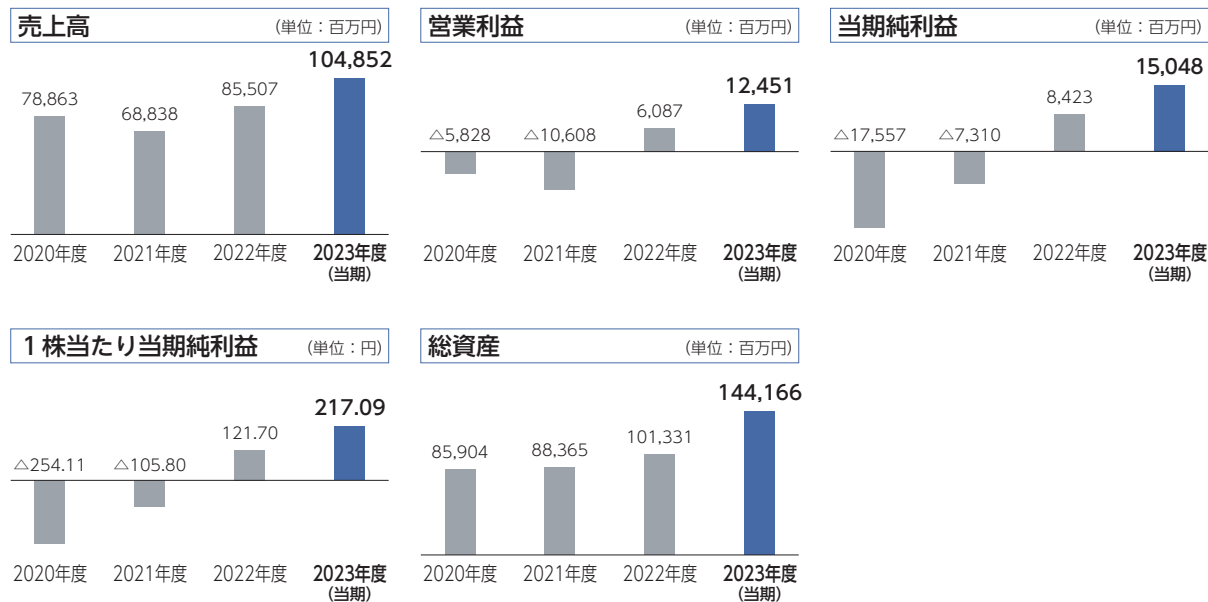
② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (当事業年度)
売上高 (百万円)	78,863	68,838	85,507	104,852
営業利益(△は損失) (百万円)	△5,828	△10,608	6,087	12,451
当期純利益(△は損失) (百万円)	△17,557	△7,310	8,423	15,048
1株当たり当期純利益 (△は損失) (円)	△254.11	△105.80	121.70	217.09
総資産 (百万円)	85,904	88,365	101,331	144,166

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

3. 2021年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、2021年度以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。



（６）重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金（百万円）	当社の出資比率（％）	主要な事業内容
函 館 ど つ く 株 式 会 社	100	92.3	船 舶 製 造 業
佐 世 保 重 工 業 株 式 会 社	100	99.7	船 舶 修 繕 業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

（７）企業集団の主要な事業内容

- ① 新 造 船 事 業 各種船舶の製造販売
- ② 修 繕 船 事 業 各種船舶の修繕および解体
- ③ 鉄 構 ・ 機 械 事 業 橋梁等鉄鋼構造物の製造販売および修繕
船舶用機械機器等の製作、修理
- ④ そ の 他 機械、工具等の販売
ソフトウェア開発、情報機器の販売
設備の保全、保安業務

（８）企業集団の主要拠点等

- ① 当 社 本社（大阪市西区）、伊万里事業所（佐賀県伊万里市）、
東京事務所（東京都港区）
- ② 函館どつく株式会社 本社・函館造船所（北海道函館市）、室蘭製作所（北海道室蘭市）、
東京事務所（東京都中央区）
- ③ 佐世保重工業株式会社 本社（長崎県佐世保市）、東京事務所（東京都台東区）、
大阪営業所（大阪市西区）

(9) 企業集団および当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
新造船	1,148	39増
修繕船	388	6増
鉄構・機械	153	2増
その他	543	28減
合計	2,232	19増

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年令（才）	平均勤続年数（年）
1,055	27増	41.3	18.0

(10) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三菱UFJ銀行	2,500
株式会社福岡銀行	2,187
株式会社伊予銀行	2,097
株式会社日本政策投資銀行	1,890
株式会社佐賀銀行	1,521

2 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 190,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 69,336,228株 (自己株式8,823株を除く)
 (3) 株 主 数 18,882名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日 本 製 鉄 株 式 会 社	5,028	7.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,440	6.4
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,233	3.2
株 式 会 社 S B I 証 券	2,114	3.1
株 式 会 社 商 船 三 井	2,067	3.0
エ ア ・ ウ ォ ー タ ー 株 式 会 社	1,658	2.4
ひ ま わ り 工 業 株 式 会 社	1,650	2.4
大 和 工 業 株 式 会 社	1,626	2.4
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	1,529	2.2
三 菱 重 工 業 株 式 会 社	1,413	2.0

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 (2024年3月31日現在)

	取締役 (社外取締役を除く)	監査役 (社外監査役を除く)
第1回新株予約権	2名 390個	—
第2回新株予約権	2名 390個	—
第3回新株予約権	2名 290個	—
第4回新株予約権	2名 290個	—
第5回新株予約権	2名 400個	—
第6回新株予約権	2名 200個	—
第7回新株予約権	2名 225個	—
第8回新株予約権	3名 265個	—
第9回新株予約権	3名 265個	—
第10回新株予約権	3名 265個	—
第11回新株予約権	4名 330個	—
第12回新株予約権	4名 440個	—
第13回新株予約権	3名 400個	1名 20個
第14回新株予約権	4名 440個	1名 20個
第15回新株予約権	5名 540個	2名 40個
第16回新株予約権	4名 360個	2名 30個

(注) 2012年3月28日開催の当社取締役会の決議により、従業員の定年年齢基準日以降在任する執行役員に対し株式報酬型ストックオプション制度を導入しており、上記の第8回、第9回、第10回、第11回、第12回、第13回、第14回新株予約権には当社執行役員を兼務する取締役に執行役員分として交付された新株予約権それぞれ20個、20個、20個、30個、45個、40個、40個は含まれておりません。

上記記載の新株予約権の内容の概要は、以下のとおりです。

	発行決議の日	新株予約権の割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の発行価格	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の権利行使期間
第1回新株予約権	2008年12月19日	2009年1月21日	390個	普通株式 39,000株	1株当たり 225.21円	1株当たり 1円	2009年1月22日から 2039年1月21日まで
第2回新株予約権	2009年12月18日	2010年1月21日	390個	普通株式 39,000株	1株当たり 429.63円	1株当たり 1円	2010年1月22日から 2040年1月21日まで
第3回新株予約権	2010年12月17日	2011年1月21日	290個	普通株式 29,000株	1株当たり 320.54円	1株当たり 1円	2011年1月22日から 2041年1月21日まで

	発行決議 の 日	新株予約権 の 割 当 日	新株予約権 の 数	新株予約権の 目的となる株 式の種類と数	新株予約権 の発行価格	新株予約権 の行使時の 払 込 金 額	新株予約権の 権利行使期間
第4回 新株予約権	2011年 12月16日	2012年 1月23日	290個	普通株式 29,000株	1株当たり 217.36円	1株当たり 1円	2012年1月24日から 2042年1月23日まで
第5回 新株予約権	2012年 12月21日	2013年 1月23日	400個	普通株式 40,000株	1株当たり 266.54円	1株当たり 1円	2013年1月24日から 2043年1月23日まで
第6回 新株予約権	2014年 2月20日	2014年 3月10日	200個	普通株式 20,000株	1株当たり 907.59円	1株当たり 1円	2014年3月11日から 2044年3月10日まで
第7回 新株予約権	2014年 12月19日	2015年 1月30日	225個	普通株式 22,500株	1株当たり 1,034.61円	1株当たり 1円	2015年1月31日から 2045年1月30日まで
第8回 新株予約権	2015年 12月18日	2016年 1月28日	285個	普通株式 28,500株	1株当たり 664.76円	1株当たり 1円	2016年1月29日から 2046年1月28日まで
第9回 新株予約権	2016年 12月16日	2017年 1月30日	285個	普通株式 28,500株	1株当たり 688.69円	1株当たり 1円	2017年1月31日から 2047年1月30日まで
第10回 新株予約権	2017年 12月22日	2018年 1月24日	285個	普通株式 28,500株	1株当たり 693.60円	1株当たり 1円	2018年1月25日から 2048年1月24日まで
第11回 新株予約権	2018年 12月21日	2019年 2月1日	360個	普通株式 36,000株	1株当たり 397.64円	1株当たり 1円	2019年2月2日から 2049年2月1日まで
第12回 新株予約権	2019年 12月20日	2020年 2月3日	485個	普通株式 48,500株	1株当たり 196.55円	1株当たり 1円	2020年2月4日から 2050年2月3日まで
第13回 新株予約権	2020年 12月18日	2021年 2月1日	460個	普通株式 46,000株	1株当たり 132.02円	1株当たり 1円	2021年2月2日から 2051年2月1日まで
第14回 新株予約権	2021年 12月17日	2022年 2月1日	500個	普通株式 50,000株	1株当たり 191.83円	1株当たり 1円	2022年2月2日から 2052年2月1日まで
第15回 新株予約権	2022年 12月16日	2023年 2月1日	580個	普通株式 58,000株	1株当たり 395.65円	1株当たり 1円	2023年2月2日から 2053年2月1日まで
第16回 新株予約権	2023年 12月14日	2024年 2月1日	390個	普通株式 39,000株	1株当たり 1,310.51円	1株当たり 1円	2024年2月2日から 2054年2月1日まで

(注) 1. 主な新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、新株予約権の割当日の30年後以降においては新株予約権を行使することができます。

2. 主な新株予約権の取得の事由および条件（第14回、第15回、第16回を除く）

以下の①、②、③、④、⑤、⑥または⑦の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑥新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合の議案（当該種類の株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）

⑦特別支配株主による株式等売渡請求についての承認

（2）当事業年度中に当社の取締役を兼務していない執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 当社の会社役員に関する事項

(1) 当社会社役員の状況 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	名 村 建 彦	函館どつく株式会社 取締役会長、 佐世保重工業株式会社 取締役会長
代表取締役社長	名 村 建 介	函館どつく株式会社 取締役、 佐世保重工業株式会社 代表取締役社長
代表取締役専務	間 渕 重 文	社長補佐（全般）兼 グループ新造船営業管掌 兼 鉄構事業部担当、佐世保重工業株式会社 取締役
取 締 役	向 周	常務執行役員 経営業務本部長 兼 東京事務所長 函館どつく株式会社 監査役、 佐世保重工業株式会社 監査役
取 締 役	坂 田 貴 史	常務執行役員 船舶海洋事業部長 兼 生産業務本部担当、 函館どつく株式会社 取締役
取 締 役	鈴 木 輝 雄	弁護士、 株式会社スパンドニクス 社外監査役、 ピー・アンド・ジー株式会社 社外監査役
取 締 役	古 川 芳 孝	九州大学 大学院工学研究院教授、 公益社団法人日本船舶海洋工学会 西部支部副支部長
常 勤 監 査 役	池 邊 吉 博	
常 勤 監 査 役	江 口 利 也	
監 査 役	大 保 政 二	公認会計士、 株式会社ユーハイム 社外取締役、 仰星コンサルティング株式会社 取締役
監 査 役	吉 田 雅 昭	

- (注) 1. 取締役鈴木輝雄および古川芳孝は、社外取締役であります。
2. 監査役大保政二および吉田雅昭は、社外監査役であります。
3. 監査役大保政二は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役吉田雅昭は、長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役鈴木輝雄および古川芳孝ならびに監査役大保政二を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

（２）当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

当社の取締役の報酬は、株主の負託に応えるべく、適切な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点を考慮し、取締役の職位を踏まえた報酬体系、報酬水準とすることを基本方針としております。具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬となる月額報酬、業績連動報酬（賞与）および株式報酬型ストックオプションにより構成し、社外取締役の報酬はその役割・職務の内容を勘案し、固定報酬としての月額報酬のみとしております。

当社の取締役の基本報酬は固定報酬となる月額報酬とし、役位・職責に応じて他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

業績連動報酬（賞与）は、当社グループの業績と直接連動させるため業績指標（連結営業利益）を反映した現金報酬とし、事業環境の見通し等を勘案して支給の是非を決定するものとしております。支給額は各取締役の役位・職責に基づいて決定し、毎年、一定の時期に支給するものとしております。

非金銭報酬等は株式報酬型ストックオプションとし、当社グループの中長期的な成長と企業価値向上のためのモチベーションを高めるとともに株主との利害の共通化を促進する観点から付与するものとしております。付与個数は、各取締役の役位・職責に基づいて決定し、毎年、一定の時期に付与しております。

固定報酬および単年度の業績指標に連動する業績連動報酬（賞与）ならびに中長期インセンティブ報酬である株式報酬型ストックオプションの割合は、事業環境や財務状況、剰余金の配当状況を踏まえ、基本方針に相応しい割合とするものといたします。

なお、各取締役の報酬決定に際しては、指名・報酬委員会の助言を受けております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額（賞与を含む）については、2010年6月24日開催の第111回定時株主総会において年額300百万円（ただし、使用人分給与は含まない）の範囲内で取締役会に一任する旨の決議をいただいております。（同定時株主総会終結時の取締役の員数は7名です。）

社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬限度額については、2012年6月26日開催の第113回定時株主総会において年額120百万円（ただし、使用人分として付与される株式報酬型ストックオプションは含まない）の範囲内で取締役会に一任する旨の決議をいただいております。（同定時株主総会終結時の社外取締役ではない取締役の員数は7名です。）

監査役の報酬限度額（賞与を含む）については、2008年6月26日開催の第109回定時株主総会において年額60百万円の範囲内で監査役の協議に一任する旨の決議をいただいております。（同定時株主総会終結時の監査役の員数は4名です。）

社外監査役を除く監査役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬限度額については、2008年6月26日開催の第109回定時株主総会において年額6百万円の範囲内で監査役の協議に一任する旨の決議をいただいております。（同定時株主総会終結時の社外監査役を除く監査役の員数は2名です。）

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

固定報酬および業績連動報酬（賞与）の個人別の金額については、取締役の職位を踏まえた評価を反映するため、取締役会決議に基づき代表取締役社長 名村建介がその具体的内容の決定についての委任を受けております。

当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会から適切な助言を得るものとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、非金銭報酬等（株式報酬型ストックオプション）は、取締役会決議により各取締役の割当個数を決定しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	250 (10)	156 (10)	47 (一)	47 (一)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	36 (10)	29 (10)	3 (一)	4 (一)	4 (2)

(注) 1. 上記の支給人員には、2023年6月23日開催の第124回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 上記の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人給と相当額51百万円は含まれておりません。

3. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

当事業年度を含む連結営業利益の推移は、1 (5) 財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

⑥ 非金銭報酬等の内容

当事業年度においては第16回新株予約権を交付しており、その主な内容は次のとおりです。

	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の権利行使期間
第16回 新株予約権	普通株式 39,000株	2024年2月2日から 2054年2月1日まで

(注) 主な新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、新株予約権の割当日の30年後以降においては新株予約権を行使することができます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金および争訟費用による損害等について、当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役、執行役員および管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者および社外役員の兼職状況

区 分	氏 名	兼職状況
社 外 取 締 役	鈴 木 輝 雄	弁護士、 株式会社スパンドニクス 社外監査役、 ピー・アンド・ジー株式会社 社外監査役
	古 川 芳 孝	九州大学 大学院工学研究院教授、 公益社団法人日本船舶海洋工学会 西部支部副支部長
社 外 監 査 役	大 保 政 二	公認会計士、 株式会社ユーハイム 社外取締役、 仰星コンサルティング株式会社 取締役
	吉 田 雅 昭	

(注) 社外取締役古川芳孝氏が教授を務める九州大学に対し、研究支援目的の寄付をおこなっております。当社は、当社グループから過去3事業年度の平均が年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付を受けている団体に所属する者ではないことを独立性判断基準の一つとしておりますが、同大学への寄付はこの基準に抵触しておりません。なお、その他の兼職先と当社に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況および発言状況等
社 外 取 締 役	鈴 木 輝 雄	当事業年度開催の取締役会20回のうち全回に出席し、主に裁判官・弁護士として培ってきた豊富な経験・専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。また、同氏は指名・報酬委員会の委員であり、取締役の個人別の報酬等の決定に際し、その権限を委任された代表取締役社長に対し、適切な助言をおこなっております。
	古 川 芳 孝	当事業年度開催の取締役会20回のうち19回に出席し、主に船舶の専門家として培ってきた豊富な経験・専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。また、同氏は指名・報酬委員会の委員であり、取締役の個人別の報酬等の決定に際し、その権限を委任された代表取締役社長に対し、適切な助言をおこなっております。
社 外 監 査 役	大 保 政 二	当事業年度開催の取締役会20回のうち全回に出席し、また、監査役会13回のうち全回に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。
	吉 田 雅 昭	当事業年度開催の取締役会20回のうち全回に出席し、また、監査役会13回のうち全回に出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、議案審議等に必要な発言を適宜おこなっております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条の第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 67百万円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、かつ、実質的にも区別できないため、これらの合計額で記載しております。

(注2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、当社の臨時計算書類監査に係る報酬18百万円が含まれております。監査役会は、前事業年度の監査実績の差異分析、評価をおこない、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画および報酬額の見積の妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に基づき同意いたしました。

② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 103百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）以外に英文財務諸表作成に関する指導・助言を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

（１）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「名村造船所グループ行動憲章」を制定し、法令、定款、企業倫理等の遵守を取締役および使用人の基本的責務と定め、社内通達、社員研修その他の方法により周知徹底を図っています。
- ② 取締役の職務執行の公正性等を監督する機能強化のため、独立した立場の社外取締役を選任しております。
- ③ 内部監査室が法令、定款、社内規程等の遵守状況を計画的に監査し、その結果をＥＳＧ委員会のほか取締役会および監査役に報告しています。なお、内部統制の開示すべき重要な不備の可能性のある事項を発見したときは、ＥＳＧ委員会が改善策を策定し、取締役会に諮るものとします。
- ④ ＥＳＧ委員会のもと、平素より継続的に社内研修を実施するとともに内部通報制度（申告者に対して不利益となる取り扱いをしない旨を定めた通称「ヘルプ・ハッチ」）を設け、コンプライアンス体制の充実を図っております。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、「文書管理規程」を制定し、重要な職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録、保管、保存するものとします。
- ② 取締役および監査役は、保管・保存された文書を随時閲覧することができるものとします。

（３）取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- ① 取締役会が重要な組織・人事および業務分掌ならびに取締役会規則、職務権限規程その他の社内規程を定めて、会社の業務執行を組織的・効率的にかつリスク管理に意を用いて執行し得るように努めています。
- ② 取締役会が策定する全社・グループ中期経営計画に基づき、各部門・子会社等において年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会で半期ごとに進捗状況の確認と見直しをおこなっています。また、重要な事項については、機関決定に先立ち自由討議方式で検討を重ねることとしています。
- ③ 代表取締役社長の諮問機関として執行役員会を設け、業務執行や取締役会に上程される重要な事項について審議・報告をおこなうこととしています。また、執行役員会に子会社の業務執行状況や財務状況等を定期的或いは必要に応じて報告するものとしています。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 重要な財産の処分および譲受けその他の重要な業務執行の決定を取締役会でおこなうことを定めており、その審議においては各種リスクの管理に留意しつつ機関決定をおこなうよう努めています。
- ② 与信リスクその他の取引リスクの管理については稟議事項を定め、関係職位の意見と常勤監査役の意見を徴するものとしています。
- ③ 環境、安全衛生面のリスク管理については、環境・安全衛生推進部、ＩＳＯ事務局を置いて取り組んでおり、今後も充実することとします。
- ④ 個人情報漏洩、インサイダー取引の未然防止のため、規程、マニュアル等を整備し、損失防止の運用管理体制強化に努めております。
- ⑤ 当企業集団の企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、「関係会社管理規程」に基づき、業務執行やリスク管理に係る指導・助言をおこなうものとしています。
- ⑥ 当企業集団の不測の事態に対処するため、「危機管理規程」に基づき、リスクの抽出および予防策を検討するとともに、重大な危機が生じた場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を速やかに組織し、危機への対応と迅速な収拾に向けた活動をおこないます。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下補助使用人と称します）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役会の要請がある場合は、内部監査室の室員をして監査役の職務を補助させるものとします。
- ② 補助使用人は、当該補助業務に関して内部監査室長の指揮命令を受けないものとし、その人事異動、人事評価および懲戒処分については、予め監査役の意見を求め、それを尊重するものとします。
- ③ 監査役の要請により任命を受けた補助使用人は、監査役の補助業務に専従するものとし、取締役および使用人が当該補助使用人に対して何ら指揮命令をおこなうことは出来ないものとします。

(6) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制および子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ① 常勤監査役が取締役会のほか、執行役員会、部長会などの構成員となることにより、取締役等から報告を受け、意見を述べることのできる体制を確保しています。
- ② 取締役は当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実を速やかに監査役に報告するものとします。

(7) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

- ① (6)の①に記載のとおり、取締役等と常勤監査役の意見を交換する体制を設け、監査役が実効性のある監査を実施できる体制を確保します。
- ② 監査役が何時でも、代表取締役社長その他の取締役および使用人に対して質疑応答その他意見交換をおこなうことができる体制を確保します。なお、監査役に報告や情報提供をおこなった者に対し解雇その他のいかなる不利益扱いをおこなわないこととしています。
- ③ 内部監査室は、監査役と緊密に連携し、内部監査の結果を監査役に対しても報告するほか、監査役の要望した事項については監査を実施し、結果を報告するものとします。
- ④ 監査役の職務の執行に係る費用は会社が負担するものとします。

(8) 次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の経営状況につき3カ月に1回（重要な子会社については毎月）、担当する取締役および執行役員の執行役員会への報告を義務付け、各子会社の経営方針および経営情報の共有化を図るとともに、業務執行状況の把握による管理、指導に努めます。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「関係会社管理規程」に従い、子会社各社における経営上の重要な案件については、事前協議のうえ、当社の取締役会で意思決定します。
- ③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
当社取締役会が策定する全社・グループ中期経営計画に基づき、各部門・子会社等において年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会で半期ごとに進捗状況の確認と見直しをおこなっています。
- ④ 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 監査役と連携して当社の内部監査室による各子会社の監査を毎年実施し、法令、定款、社内規程等の遵守状況やリスク管理体制を確認しながら、各子会社の内部統制システムの整備および運用に継続して取り組みます。
 - (イ) E S G委員会のもと、平素より子会社に対しても研修を実施するとともに、子会社使用人も当社の内部通報制度を利用できるようにしており、企業集団全体でのコンプライアンス体制の強化に努めています。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行について

当社は、「取締役会規則」に基づき、定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議をおこなっております。社外取締役および社外監査役は、取締役会に加え執行役員会にも出席し、会社の重要事項について報告を受け適宜質問することにより会社の重要情報を共有しています。なお社外取締役は複数名選任されております。

当事業年度につきましては、取締役会を20回、執行役員会を13回開催しております。

また、管理職などが参加する部長会を2回開催し、社長から当該年度の全社経営方針を示達するとともに、各部署の業務運営計画の策定や達成状況をフォローしています。また、取締役会で決議された中期経営計画および単年度の業務運営計画について、その実行状況を3カ月毎に評価する体制を構築しております。

(2) リスク管理体制について

当社では、内部監査室が内部監査計画に基づき当社および各子会社の内部監査を実施し、3カ月毎にE S G委員会で報告・審議をおこなった後、取締役会に報告して情報の共有化を図っております。

当事業年度は、C S R委員会およびE S G委員会を6回開催しております。

2023年12月には従来のグループC S R委員会等を改組し、グループE S G委員会および名村・函館・佐世保の各社にE S G委員会を設置しました。これら委員会では、気候変動・人権・人材開発等を含めたサステナビリティ課題全般に対する当社の社会的役割を果たすための取り組みを進めています。

また、当企業集団の事業を脅かす不測の事態を未然に防止するとともに、危機発生時における迅速な対応および被害の最小化を図るため、「危機管理規程」を整備しリスクが顕在化した場合の影響度が大きい自然災害、設備事故、重大事故、感染症、情報システム事故を重点リスクとして継続的なリスク管理活動に取り組んでおります。

(3) コンプライアンスに対する取り組み

グループE S G委員会等の活動により、2024年3月に従来の「株式会社名村造船所 行動憲章 および行動指針」を見直し、グループ全体に適用する「名村造船所グループ行動憲章」を制定しました。

またE S G委員会においてコンプライアンス体制の構築を進めるとともに、法令等の遵守を推進していくために社内研修等を実施しております。当事業年度におきましては、eラーニングを活用し、部門毎に関連法令の教育を実施するとともに管理職や新入職員に対しコンプライアンス教育を実施しております。

また、法令違反等の未然防止と早期発見を目的に内部通報制度を制定し、その窓口を社内と社外に設置しております。

(4) 監査役の職務の執行について

当事業年度において監査役会は13回開催され、常勤監査役から会社の状況に関する報告および監査役相互の意見交換がおこなわれています。

また、常勤監査役は取締役会、執行役員会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人および内部監査室と定期的な情報交換をおこない、取締役の職務執行について監視するとともに、子会社を含むほぼすべての内部監査に同席し、内部監査室との連携が図られています。

(5) グループ管理体制について

「関係会社管理規程」を定めて管理項目を明確にし、子会社の重要事項の事前承認や報告を受ける体制を整えております。また、子会社からの経営状況につきましては、毎月開催の社外役員も出席する執行役員会で各子会社を担当する役員から定期的に経営状況等の報告を受けており、現状が把握できる状況にあります。

8 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

この観点から当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式等の大量取得をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 会社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

① 当社の企業価値の源泉について

当社は、1911年（明治44年）の創業以来今日まで、「存在感」を経営理念として、船舶の製造を基軸とした事業活動を営んでおり、顧客のニーズに応えた高品質の船舶を長年に亘り安定的に製造・供給することを基軸とする経営を続けることにより顧客の信頼を獲得し、全社一丸となって企業価値の向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、具体的には以下の点にあると考えております。

第一に、わが国の主要海運会社をはじめとする国内外の顧客との長期的視野に立った緊密な相互信頼関係にあります。

第二に、高品質の製品を安定的に供給するためには、わが国の大手製鉄会社をはじめとする船用資機材供給者との信頼関係に基づく中・長期的かつ安定的な取引関係が重要です。

第三に、顧客ニーズを的確にとらえた高品質な製品を開発・受注・製造するための、開発力・技術力および生産管理ノウハウです。

第四に、地域社会との良好な相互関係が重要です。

以上のように、当社は、顧客、船用資機材供給者などの取引先、従業員も含めたステークホルダーを対象として包含する「顧客信頼度」というキーワードを掲げて経営を続けております。

② 企業価値向上のための取り組み

当社グループは2023年度末に新たに2024年度以降の中期経営計画等を策定いたしました。その中で、新造船事業を中心とする既存中核事業の深化と、長期的な成長に向け新たな事業展開も含めた進化への戦略を示しています。特に新造船事業においては、今後の新造船市場の成長を見据え、環境対応船の需要増加に対応可能な技術開発や、効率的な生産拡大を可能とするスマートファクトリー化などを展開していきます。また、修繕船事業においても需要の増加に積極的に対応していくほか、鉄構・機械事業などについても基盤強化を図ることで、収益力のさらなる拡大・強化を図ってまいります。

③ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は法令遵守が企業の基本的かつ最低限の社会的責務であるとの考え方に立っており、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより株主、取引先および社会の信頼を得ることが企業の発展と企業価値の向上につながるものと確信しております。

このような考えの下、当社では豊かな社会創りに貢献するとともに、コンプライアンスの推進・実行を図るため、2024年3月に従来の「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を見直し、グループ全体に適用する「名村造船所グループ行動憲章」を制定し、さらなる企業倫理の確立と社会的責任の遂行に努めております。

また、コンプライアンスとそのリスク管理、財務報告の適正性等の促進に関しては、グループE S G委員会および当社・函館どつく株式会社・佐世保重工業株式会社の各社にE S G委員会を設置し、内部監査室とともに、内部統制システムの評価およびその維持・改善をおこなっています。また、これらグループE S G委員会等においては、気候変動・人権・人材開発等を含めたサステナビリティ課題全般に対する当社の社会的役割を果たすための取り組みを進めています。

当社の経営上の意思決定、業務執行および監督に係わる経営管理組織体制等の状況は次のとおりであります。

取締役会は、原則として毎月1回、監査役出席の下、重要な業務執行について、適法性、妥当性、効率性、戦略性、社会性および適正性等について十分に審議を尽くした後に決するとともに、取締役の職務執行を監督しております。なお、独立性の高い社外取締役を2名選任し、当社経営の意思決定の妥当性および当社経営に対する監督の有効性を確保しております。さらに、取締役会は実効性についての評価・分析を毎年実施することとし、評価・分析の結果を今後の改善につなげます。

また、執行役員制度を採用して、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離・強化することで迅速な意思決定と事業遂行を実現し、企業価値の最大化を目指しております。

さらに執行役員会を原則として月1回執りおこない、経営に関する重要業務の執行に関する審議を尽くしております。

企業グループの経営状況の監督については、担当の取締役または執行役員が往査するほか、各社の経営状況を3ヶ月に1回執行役員会の場で担当の取締役または執行役員より、また、6ヶ月に1回開催される部長・関係会社報告会の場でグループ各社の代表者より報告をおこなうこととし、実態の把握と的確な経営管理および業務執行を監督・指導しております。

監査役の業務監査および会計監査については、常勤監査役が執行役員会、部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続についても審議段階から意見を述べるができることとし、監査機能の強化を図っております。なお、会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意思の交換をおこなうなど、監査役・会計監査人間で緊密な連携をとっております。また、監査役2名が非常勤の社外監査役であり、社外監査役と当社間に取引関係その他利害関係はありません。

また、当社では、指名・報酬委員会を設置しております。当社の指名・報酬委員会は、取締役の選任および待遇に関する事項のほか、取締役会として備えるべき機能に関する事項につき、取締役会に対して助言します。指名・報酬委員会の委員の過半数は独立社外取締役となっており、取締役会からの独立性を有しております。この委員会の活動を通じて、企業統治に関する透明性の向上を図ります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定を支配されることを防止するための取り組みとして、当社株式等の大量取得がおこなわれる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保することを目的とし、当社株式等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

なお、現行の対応方針の詳細については、2023年5月11日付「当社株式等の大量取得に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

(当社ホームページ：<https://www.namura.co.jp/>)

(4) 上記各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取り組みについて

企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みについて

- ・当該取り組みが基本方針に沿うものであること

当該取り組みは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉をおこなうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

- ・当該取り組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、当該取り組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(ア) 経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充たしているとともに、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」で示された考え方を踏まえたものとなっていること

(イ) 株主意思を重視するものであること

(ウ) 独立委員会による判断の重視と情報開示

(エ) 合理的な客観的要件の設定

(オ) 第三者専門家の意見の取得

(カ) デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

※ 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	110,193	流動負債	71,971
現金及び預金	55,386	支払手形及び買掛金	17,464
受取手形、売掛金及び契約資産	45,827	電子記録債務	7,533
商品及び製品	95	短期借入金	3,505
仕掛品	3,169	リース債務	214
原材料及び貯蔵品	1,642	未払法人税等	2,681
前渡金	1,171	契約負債	33,402
その他	2,981	保証工事引当金	698
貸倒引当金	△78	工事損失引当金	152
		役員賞与引当金	74
		設備関係支払手形	24
		設備関係電子記録債務	258
		その他	5,966
固定資産	64,598	固定負債	22,921
有形固定資産	30,930	長期借入金	9,255
建物及び構築物	9,970	リース債務	318
ドック船台	1,911	繰延税金負債	6,043
機械装置及び運搬具	3,811	役員退職慰労引当金	26
船舶	3,069	特別修繕引当金	201
工具、器具及び備品	715	環境対策引当金	17
土地	10,579	退職給付に係る負債	5,656
リース資産	620	資産除去債務	867
建設仮勘定	255	その他	538
無形固定資産	357	負債合計	94,892
ソフトウェア	337	純資産の部	
電話加入権	19	株主資本	60,422
その他	1	資本金	8,189
投資その他の資産	33,311	資本剰余金	26,956
投資有価証券	31,531	利益剰余金	25,282
長期貸付金	25	自己株式	△5
繰延税金資産	1,067	その他の包括利益累計額	18,996
その他	712	その他有価証券評価差額金	17,899
貸倒引当金	△24	繰延ヘッジ損益	57
資産合計	174,791	為替換算調整勘定	952
		退職給付に係る調整累計額	88
		新株予約権	266
		非支配株主持分	215
		純資産合計	79,899
		負債・純資産合計	174,791

連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		135,006
売上原価		112,083
売上総利益		22,923
販売費及び一般管理費		6,430
営業利益		16,493
営業外収益		
受取利息	18	
受取配当金	1,321	
雇用調整助成金	2	
為替差益	2,485	
持分法による投資利益	24	
受取保険金	69	
その他	121	4,040
営業外費用		
支払利息	248	
支払手数料	32	
固定資産除売却損	114	
台風による損失	46	
その他	86	526
経常利益		20,007
特別利益		
関係会社清算益	21	
関係会社株式売却益	30	51
特別損失		
減損損失	2	2
税金等調整前当期純利益		20,056
法人税、住民税及び事業税	2,787	
法人税等調整額	△2,887	△100
当期純利益		20,156
非支配株主に帰属する当期純利益		202
親会社株主に帰属する当期純利益		19,954

連結株主資本等変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位: 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,168	33,934	△979	△5	41,118
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	21	22			43
欠 損 填 補		△6,654	6,654		－
剰 余 金 の 配 当		△346	△347		△693
親会社株主に帰属する当期純利益			19,954		19,954
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	21	△6,978	26,261	△0	19,304
当 期 末 残 高	8,189	26,956	25,282	△5	60,422

(単位: 百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	8,070	29	770	△281	8,588	258	－	49,964
連結会計年度中の変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)						△43		0
欠 損 填 補								－
剰 余 金 の 配 当								△693
親会社株主に帰属する当期純利益								19,954
自 己 株 式 の 取 得								△0
自 己 株 式 の 処 分								0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	9,829	28	182	369	10,408	51	215	10,674
連結会計年度中の変動額合計	9,829	28	182	369	10,408	8	215	29,935
当 期 末 残 高	17,899	57	952	88	18,996	266	215	79,899

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 13社

主要な連結子会社の名称

函館どつく株式会社、佐世保重工業株式会社

なお、3社を株式譲渡および清算終了により、連結の範囲から除外しております。

非連結子会社数 1社

有限会社函館厚生商事

非連結子会社は小規模会社であり合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 2社

主要な持分法を適用した関連会社の名称

函館ポートサービス株式会社

持分法を適用していない非連結子会社数及び関連会社数

非連結子会社数 1社

関連会社数 2社

伊万里湾ポートサービス株式会社

函館めっき株式会社

これらの持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は連結計算書類に重要な影響を及ぼさず、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社のうち決算日が12月31日の会社6社については同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をおこなっております。

従来、連結子会社のうち決算日が12月31日であった、モーニング ダイダラス ナビゲーション社、アイポリーホワイト ナビゲーション社およびコバルトブルー ナビゲーション社の3社については同日現在の財務諸表を使用し連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行ってまいりましたが、同社が決算日を3月31日に変更したことに伴い、当連結会計年度は2023年1月1日から2024年3月31日までの15か月間を連結しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(ア) 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(イ) デリバティブ取引により

生じる債権及び債務……………時価法

(ウ) 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品、仕掛品……………主として個別法

原材料及び貯蔵品……………主として移動平均法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ア) 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～47年

機械装置及び運搬具 5年～10年

(イ) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能年数（5年）に基づく定額法を採用しております。

(ウ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・

リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

- (ア) 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (イ) 保証工事引当金……………新造船やその他のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証工事見込額を実績率に基づいて計上しております。
- (ウ) 工事損失引当金……………当連結会計年度末手持受注工事のうち損失が確実視される工事の翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。
- (エ) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
- (オ) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規則に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (カ) 特別修繕引当金……………船舶の定期検査工事の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支出見積額を計上しております。
- (キ) 環境対策引当金……………P C B（ポリ塩化ビフェニル）等の廃棄物処理の支出に備えるため、合理的に見積った額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

- (ア) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- (イ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年等）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年等）による定額法により、費用処理しております。
- (ウ) 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、船舶、鉄鋼構造物および船用機械の製造販売ならびに船舶の修繕を主要な事業内容としており、工事の施工ならびに完成品を引き渡す履行義務を負っております。一定の期間にわたり履行義務が充足される請負契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑥重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦重要なヘッジ会計の処理方法

(ア) 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

予定取引により将来発生する外貨建金銭債権・債務に対する為替予約によるヘッジについては繰延ヘッジ会計を適用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権・債務等については、振当処理をおこない、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(イ) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段……………デリバティブ取引
(為替予約取引、金利スワップ取引)
- ・ヘッジ対象……………相場変動等によるリスクを保有しているもの
(外貨建金銭債権・債務、変動金利借入)

(ウ) ヘッジ方針

デリバティブ取引取扱規程に基づき、為替、金利変動リスクをヘッジしております。

(エ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。

(オ) その他

デリバティブ取引についての基本方針を定めた取扱規程を取締役会で決定しております。取引の実行及び管理は経営管理部がおこなっており、取引状況は、取締役会に報告しております。

2.収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	事業区分				合計
	新造船	修繕船	鉄構・機械	その他	
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	102,834	9,266	3,803	2,739	118,642
一時点で移転される財又はサービス	—	9,724	3,055	3,585	16,364
外部顧客への売上高	102,834	18,990	6,858	6,324	135,006

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

新造船事業は各種船舶の製造販売、修繕船事業は各種船舶の修繕および解体、鉄構・機械事業は鉄鋼構造物およびクランク軸等の船用機械の製造販売をしております。その他事業は、主にソフトウェア開発、海運、卸売、設備工事等をしております。

①新造船事業および修繕船事業、鉄構・機械事業

新造船事業および修繕船事業、鉄構・機械事業においては、請負工事契約を顧客と締結しております。当該契約には、当社グループの履行により別の用途に転用することができない資産が生じ、かつ、履行が完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を当社グループが有することから、一定の期間にわたり充足される履行義務が含まれております。一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度に基づき工事期間にわたって収益を認識しております。工事進捗度はインプット法を用いており、期末日までに発生した実績原価を見積工事原価総額で除して契約ごとに算定しております。

②その他事業

海運業については、当社グループが顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、契約期間にわたり収益を認識しております。

卸売等の物品の販売については、顧客の検収時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断されることから、当該物品の検収時点で収益を認識しております。原則として、代理人として整理される取引はありません。

契約は実質的な取引単位とするため、複数の契約を結合する場合があります。契約に複数の履行義務が識別される場合には、取引価格を独立販売価格の比率で配分することとしております。契約履行に伴い発生する損害賠償金など、顧客へ一定の返金義務が生じることが見込まれる場合は、最頻値法により当該部分を見積もったうえで収益を減額することとしております。

取引の対価は、工事契約については契約条件に従い、契約期間中に段階的に受領し、履行義務をすべて充足した時点で全額を受領しております。役務の提供および卸売等の物品の販売については履行義務を充足してから概ね１年以内に受領しております。いずれも重要な金融要素は含んでおりません。

また、当社グループでは、製品が契約に定められた仕様を満たしていることに関する保証を提供しておりますが、当該製品保証は別個のサービスを提供するものではないことから、独立した履行義務としては区別せず、保証工事引当金として認識しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	5,865	6,157
契約資産	27,325	39,670
契約負債	25,152	33,402

当社グループでは、進行中の請負工事に対する対価に対して契約資産を計上し、顧客からの前受金に対して契約負債を計上しております。

当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは15,234百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。なお、契約資産および契約負債の残高に重要な変動はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
１年以内	125,015
１年超	146,347
合計	271,362

3.会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり充足される履行義務についての履行義務の充足に係る進捗度

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
新造船事業	
外部顧客への売上高のうち	102,834
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

新造船事業においては、履行義務の充足に係る進捗度に基づき工事期間にわたって収益を認識しております。進捗度はインプット法により測定しており、期末日までに発生した実績原価が見積工事原価総額に占める割合に基づいて契約ごとに見積もっております。新造船事業においては、受注から竣工引渡しまで通常およそ2～3年の期間を要することから、見積工事原価総額を構成する各原価要素について不確実性があり、工事進捗度がその影響を受ける可能性があります。

見積工事原価総額は材料費、労務費及び経費で構成されますが、材料費は原材料価格等の変動の影響を受け、労務費及び経費は将来の原価低減施策の効果の実現度合や工程の進捗状況の良否に依存することから、一定の仮定をおいて見積もっております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	3,105

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の合理的な見積り可能期間内の課税所得の見積り額を限度として、将来減算一時差異の解消スケジュール等に基づいて判断しております。

将来の課税所得の見積りは、取締役会において承認された将来計画を基礎としており、為替レートや原材料価格などについて一定の仮定をおいて見積もっております。経営環境の変化等により、見積りの見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

4.連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

受取手形、売掛金及び契約資産	29,765百万円
建物及び構築物	1,169百万円
ドック船台	1,093百万円
機械装置及び運搬具	116百万円
船舶	3,050百万円
工具、器具及び備品	0百万円
土地	8,874百万円
投資有価証券	1,283百万円
合計	45,350百万円

担保に係る債務の金額

契約負債	4,239百万円
短期借入金	700百万円
長期借入金（1年以内返済分を含む）	11,459百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 110,509百万円

(3) 財務制限条項

当座貸越契約の一部について、各年度の決算期における連結子会社である函館どつく株式会社単体および当社連結の貸借対照表における純資産の部の金額により算出される一定の指標を基準とする財務制限条項が付されており、条件に抵触した場合には期限の利益を喪失し、借入金を一括返済することとなっております。また、コミットメントライン契約について、各年度の決算期における当社単体および連結の貸借対照表における純資産の部の金額により算出される一定の指標を基準とする財務制限条項が付されており、条件に抵触した場合には当該契約期間をもって契約が終了することとなっております。当連結会計年度末において上記の財務制限条項には抵触しておりません。

5.連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の数 普通株式 69,345,051株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①当連結会計年度中におこなった剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	346	5	2023年3月31日	2023年6月27日
2023年11月29日 取締役会	普通株式	347	5	2023年9月30日	2023年12月18日

②当連結会計年度末後におこなう剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,040	15	2024年3月31日	2024年6月26日

(注)2024年6月25日開催予定の定時株主総会議案であります。

(3) 当連結会計年度における新株予約権の目的となる株式の数 普通株式 582,500株

6.金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当企業集団は、主に各種船舶の製造販売事業をおこなうため設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引はおこなわない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務または資本提携に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、船用資機材等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で11年であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

（ア）信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当企業集団は、営業債権及び長期貸付金について、各企業において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、運用方針に関する取締役会決議を経て、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引をおこなっております。

当連結会計年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

（イ）市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当企業集団は、外貨建ての営業債権・債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、輸出に係る予約取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約をおこなっております。また、当企業集団は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、基本方針を定めたデリバティブ取引取扱規程に基づき、経営管理部が取引をおこない、経営管理部において残高照合等をおこなっております。月次の取引実績は、取締役会に報告しております。

（ウ）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当企業集団は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適宜に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（（注）を参照ください。）また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払法人税等、設備関係支払手形、設備関係電子記録債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	30,509	30,509	－
(2) 長期貸付金（１年以内回収予定を含む）	33	34	1
資産計	30,542	30,543	1
(1) 長期借入金（１年以内返済予定を含む）	11,459	11,451	△8
(2) リース債務	532	516	△16
負債計	11,991	11,967	△24
デリバティブ取引（※）	81	81	－

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,022

これらについては、「其他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	30,509	—	—	30,509
資産計	30,509	—	—	30,509
デリバティブ取引				
通貨関連	—	81	—	81
負債計	—	81	—	81

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期貸付金（１年以内回収予定を含む）	—	34	—	34
資産計	—	34	—	34
長期借入金（１年以内返済予定を含む）	—	11,451	—	11,451
リース債務	—	516	—	516
負債計	—	11,967	—	11,967

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期貸付金（１年以内回収予定を含む）

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金（１年以内返済予定を含む）及びリース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入または、リース取引をおこなった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

7.1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,145円39銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	287円86銭

8.記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	91,958	流動負債	65,193
現金及び預金	39,426	支払手形	376
受取手形	13	電子記録債務	3,683
電子記録債権	508	買掛金	18,064
売掛金	228	短期借入金	2,334
契約資産	36,341	リース債務	33
仕掛品	752	未払金	1,853
原材料及び貯蔵品	1,407	未払費用	2,121
前渡金	8,267	未払法人税等	2,500
前払費用	159	契約負債	33,177
未収収益	25	預り金	217
短期貸付金	1,292	保証工事引当金	670
未収入金	1,165	工事損失引当金	104
未収消費税等	2,019	役員賞与引当金	50
その他	397	その他	11
貸倒引当金	△41	固定負債	14,718
固定資産	52,208	長期借入金	6,261
有形固定資産	12,348	リース債務	83
建物	4,238	繰延税金負債	4,700
構築物	1,563	退職給付引当金	2,386
ドック船台	232	資産除去債務	779
機械及び装置	1,791	その他	509
船舶	0	負債合計	79,911
車両運搬具	135	純資産の部	
工具、器具及び備品	375	株主資本	49,804
土地	3,819	資本金	8,189
リース資産	103	資本剰余金	26,919
建設仮勘定	92	資本準備金	26,914
無形固定資産	274	その他資本剰余金	5
ソフトウェア	274	利益剰余金	14,701
投資その他の資産	39,586	その他利益剰余金	14,701
投資有価証券	23,796	特別償却準備金	0
関係会社株式	7,967	固定資産圧縮積立金	47
長期貸付金	7,405	繰越利益剰余金	14,654
長期前払費用	23	自己株式	△5
その他	401	評価・換算差額等	14,185
貸倒引当金	△6	その他有価証券評価差額金	14,128
資産合計	144,166	繰延ヘッジ損益	57
		新株予約権	266
		純資産合計	64,255
		負債・純資産合計	144,166

損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		104,852
売上原価		88,571
売上総利益		16,281
販売費及び一般管理費		3,830
営業利益		12,451
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,526	
為替差益	2,147	
その他	99	3,772
営業外費用		
支払利息	188	
支払手数料	32	
固定資産除売却損	72	
台風による損失	46	
その他	15	353
経常利益		15,870
特別利益		
関係会社清算益	28	
関係会社株式売却益	6	34
税引前当期純利益		15,904
法人税、住民税及び事業税	2,477	
法人税等調整額	△1,621	856
当期純利益		15,048

株主資本等変動計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金
当 期 首 残 高	8,168	33,897	－	33,897	247
当 期 中 の 変 動 額					
新株の発行（新株予約権の行使）	21	22		22	
資 本 準 備 金 の 取 崩		△7,005	7,005	－	
利 益 準 備 金 の 取 崩					△247
欠 損 填 補			△6,654	△6,654	
剰 余 金 の 配 当			△346	△346	
配当準備積立金の取崩					
特別償却準備金の取崩					
固定資産圧縮積立金の取崩					
別 途 積 立 金 の 取 崩					
当 期 純 利 益					
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分			0	0	
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）					
当 期 中 の 変 動 額 合 計	21	△6,983	5	△6,978	△247
当 期 末 残 高	8,189	26,914	5	26,919	－

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	そ の 他 利 益 剰 余 金					利益剰余金 合 計
	配当準備 積立金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	122	25	51	2,000	△9,099	△6,654
当 期 中 の 変 動 額						
新株の発行（新株予約権の行使）						
資 本 準 備 金 の 取 崩						
利 益 準 備 金 の 取 崩					247	－
欠 損 填 補					6,654	6,654
剰 余 金 の 配 当					△347	△347
配当準備積立金の取崩	△122				122	－
特別償却準備金の取崩		△25			25	－
固定資産圧縮積立金の取崩			△4		4	－
別 途 積 立 金 の 取 崩				△2,000	2,000	－
当 期 純 利 益					15,048	15,048
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分						
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）						
当 期 中 の 変 動 額 合 計	△122	△25	△4	△2,000	23,753	21,355
当 期 末 残 高	－	0	47	－	14,654	14,701

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△5	35,406	6,109	34	6,143	258	41,807
当 期 中 の 変 動 額							
新株の発行（新株予約権の行使）		43				△43	0
資本準備金の取崩		－					－
利益準備金の取崩		－					－
欠 損 填 補		－					－
剰 余 金 の 配 当		△693					△693
配当準備積立金の取崩		－					－
特別償却準備金の取崩		－					－
固定資産圧縮積立金の取崩		－					－
別 途 積 立 金 の 取 崩		－					－
当 期 純 利 益		15,048					15,048
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0					△0
自 己 株 式 の 処 分	0	0					0
株主資本以外の項目の 当中の変動額（純額）			8,019	23	8,042	51	8,093
当 期 中 の 変 動 額 合 計	△0	14,398	8,019	23	8,042	8	22,448
当 期 末 残 高	△5	49,804	14,128	57	14,185	266	64,255

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法
その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により

生じる債権および債務……………時価法

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品……………個別法

原材料および貯蔵品……………移動平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物……………15年～47年

機械および装置……………5年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能年数（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・

リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益で処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|----------|---|
| ①貸倒引当金 | 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ②保証工事引当金 | 新造船やその他のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証工事見込額を実績率に基づいて計上しております。 |
| ③工事損失引当金 | 当期末手持受注工事のうち損失が確実視される工事の翌期以降に発生が見込まれる損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。 |
| ④役員賞与引当金 | 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当期における支給見込額に基づき計上しております。 |
| ⑤退職給付引当金 | 従業員の退職により支給する退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により、費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により、翌期から費用処理しております。
なお、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。 |

(5) 重要な収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、船舶および鉄鋼構造物の製造販売を主要な事業内容としており、工事の施工ならびに完成品を引き渡す履行義務を負っております。請負工事契約に関して、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) ヘッジ会計の処理方法

①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

予定取引により将来発生する外貨建金銭債権・債務に対する為替予約によるヘッジについては繰延ヘッジ会計を適用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権・債務等については、振当処理をおこない、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段……………デリバティブ取引
(為替予約取引、金利スワップ取引)
- ・ヘッジ対象……………相場変動等によるリスクを保有しているもの
(外貨建金銭債権・債務、変動金利借入)

③ヘッジ方針

デリバティブ取引取扱規程に基づき、為替、金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。

⑤その他

デリバティブ取引についての基本方針を定めた取扱規程を取締役会で決定しております。取引の実行および管理は経営管理部がおこなっており、取引状況は、取締役会に報告しております。

2.収益認識に関する注記

- ・収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

3.会計上の見積りに関する注記

- (1) 一定の期間にわたり充足される履行義務についての履行義務の充足に係る進捗度

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
新造船事業	
外部顧客への売上高のうち	100,285
一定期間にわたり移転される財又はサービス	

- ②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (1) 一定の期間にわたり充足される履行義務についての履行義務の充足に係る進捗度」に記載した内容と同一であります。

- (2) 繰延税金資産の回収可能性

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
繰延税金資産	1,602

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。

- ②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (2) 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

4.貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

契約資産	29,765百万円
建 物	263百万円
構築物	169百万円
ドック船台	203百万円
機械及び装置	0百万円
車両運搬具	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円
土 地	3,810百万円
合 計	34,210百万円

担保に係る債務の金額（注）

契約負債	4,239百万円
短期借入金	700百万円
長期借入金（1年以内返済分を含む）	5,175百万円

（注）国内連結子会社の資産を含めた共同担保設定による当社の債務を記載しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 49,805百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権および債務

短期金銭債権	2,978百万円
長期金銭債権	7,405百万円
短期金銭債務	7,073百万円

(4) 保証債務

函館どつく株式会社	998百万円
モーニングダイダラスナビゲーション社	1,997百万円
合 計	2,995百万円

(5) 取締役に対する金銭債務(未払役員退職慰労金)

長期金銭債務	509百万円
--------	--------

5.損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売 上 高	635百万円
仕 入 高	20,439百万円
営業取引以外の取引高	1,069百万円

6.株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における自己株式の数	普通株式	8,823株
---------------	------	--------

7.税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	百万円
保証工事引当金	204
工事損失引当金	32
未払事業税	188
投資有価証券評価損	185
関係会社株式評価損	11,034
退職給付引当金	727
未払役員退職慰労金	155
税務上の欠損金	5,060
貸倒引当金	12
その他	905
計	18,502
評価性引当額	△16,900
繰延税金資産 合計	1,602
(繰延税金負債)	
繰延ヘッジ損益	△25
特別償却準備金	0
固定資産圧縮積立金	△21
その他有価証券評価差額金	△6,255
資産除去債務	△1
繰延税金負債 合計	△6,302
繰延税金負債の純額	△4,700

8.関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	函館どつく(株)	北海道 函館市	100 百万円	新造船事業	92.3	5名	新造船の 建造委託	新造船の建造委託	14,850	買掛金 前渡金	5,687 7,073
				修繕船事業				新造船建造に係る 材料支給	2,887	売掛金 未収入金	8 804
				鉄構陸機 事業				債務保証(借入 債 務)	601	—	—
								保証料の受入	1	未収収益	0
								債務保証(リース 債務)	288	—	—
								保証料の受入	1	—	—
								債務保証(仕入 債 務)	110	—	—
								資金の貸付	—	短期貸付金	500
								資金の回収	500	長期貸付金	2,000
								受取利息	17	未収収益	0
								債務の引受	2,485	仮払金	262
								受取利息	3	電子記録債権	508
								投資有価証券の売 却	25	—	—
								担保の受入	10,114	—	—
	佐世保 重工業(株)	長崎県 佐世保市	100 百万円	修繕船事業	99.7	4名	新造船建造 に係る材料 購入	新造船建造に係る 材料購入	138	買掛金	43
				機械事業				資金の貸付	1,200	短期貸付金	792
								資金の回収	376	長期貸付金	5,405
								受取利息	94	未収収益	22
								担保の受入	10,114	—	—
	モーニングブ イダラス ナビゲーショ ン社	パナマ 共和国 パナマ	150 千米ドル	船舶貸渡業	100.0	3名	新造船の 販売	債務保証	1,997	—	—
								保証料の受入	4	未収収益	2
								事務業務の委託	2	未収収益	1
	ブルー オーシャン ナビゲーショ ン社	パナマ 共和国 パナマ	100 千米ドル	船舶貸渡業	100.0	3名	新造船の 販売	保証料の受入	0	—	—

(注) 取引条件および取引方針の決定方針等

1. 新造船の建造委託および新造船建造に係る材料支給ならびに新造船建造に係る材料購入は当社が一般の取引条件を勘案し決定したものであります。
2. 函館どつく(株)および佐世保重工業(株)への貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、回収条件は返済期日に一括返済するものとしております。
3. 函館どつく(株)の債務保証については、同社の金融機関からの借入債務およびリース債務ならびに仕入債務につき債務の保証をおこなったものであり、年率0.2%の保証料を受領しており、また、担保を受け入れております。
4. モーニングダイダラスナビゲーション社およびブルーオーシャンナビゲーション社の債務保証については、同社の金融機関からの借入につき債務の保証をおこなったものであり、年率0.2%の保証料を受領しております。
5. 函館どつく(株)の債務の引受については、一部の資機材取引の窓口を当社に一本化したことに伴い、債務を引き受けたものであります。なお、利率については市場金利を勘案して合理的に決定しております。
6. 函館どつく(株)および佐世保重工業(株)の担保の受入については、当社の債務の担保に供するために受け入れております。各社に係る債務の残高の区分が困難なため、取引金額には担保に対応する債務の期末残高を記載しております。

9.1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 922円89銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 217円09銭 |

10.記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社 名 村 造 船 所
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 健一郎
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 須 藤 英 哉
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社名村造船所の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名村造船所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社 名 村 造 船 所
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 健一郎
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 須 藤 英 哉
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社名村造船所の2023年4月1日から2024年3月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第125期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式なども活用して出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所に関して、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- 2024年5月14日

株式会社 名 村 造 船 所 監 査 役 会

常勤監査役 池 邊 吉 博 ㊞

常勤監査役 江 口 利 也 ㊞

監 査 役 大 保 政 二 ㊞

監 査 役 吉 田 雅 昭 ㊞

(注) 監査役 大保政二および監査役 吉田雅昭は、会社法に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場のご案内

会場 大阪市西区立売堀三丁目1番1号 大阪トヨペットビル9階会議室

交通 地下鉄中央線・千日前線 阿波座駅下車、2号出入口を出て
中央大通を東へ約100メートル



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



環境に配慮した植物油インキ
を使用しています。